

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
に当たるとは、  
翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示
  - 土地改良区の役員の就退任(二件)
  - 土地改良区の役員の退任(三件)
  - 土地改良区の定款の変更の認可
  - 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定
  - 森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令(二件)
  - 松くい虫の特別防除の実施
  - 漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発起人の届出
  - 基本測量の実施(三件)
  - 都市計画の変更に係る図書の縦覧
  - 開発行為に関する工事の完了(二件)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 退任した役員の氏名及び住所

- |    |      |               |
|----|------|---------------|
| 理事 | 西谷重幸 | 倉吉市古川沢一九三     |
| "  | 福田勝頼 | " 穴窪二五一       |
| "  | 徳田義夫 | " 井手畑八五       |
| "  | 木天富治 | " 下古川二二四      |
| "  | 船越武男 | " 小田一八七       |
| "  | 伊東利春 | " 新田二六六       |
| "  | 東 浩  | " 中江一三六       |
| "  | 仲倉進  | " 大塚一六六       |
| "  | 岡本儀蔵 | 東伯郡北条町大字国坂二二五 |
| 監事 | 西谷勇雄 | 倉吉市古川沢一八六     |
| "  | 伊東忠明 | " 新田八一        |

昭和六十一年四月二十一日退任

#### 就任した役員の氏名及び住所

- |    |      |           |
|----|------|-----------|
| 理事 | 西谷重幸 | 倉吉市古川沢一九三 |
|----|------|-----------|

" 伊 東 利 春 " 新田二六六  
 " 東 浩 " 中江一三六  
 " 仲 倉 進 " 大塚一六六  
 " 山 本 幹 裕 " 小田一六七  
 " 河 本 三 男 " 下古川一六八  
 " 德 田 義 夫 " 井手畑八五  
 " 福 田 勝 頼 " 穴窪二五一  
 " 野 嶋 正 義 東伯郡北条町大字国坂四三〇  
 監 事 西 谷 勇 雄 倉吉市古川沢一八六  
 " 伊 東 忠 明 " 新田八一  
 昭和六十一年四月二十二日就任 任期四年

鳥取県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定  
 に基づき、次のとおり五千石井手土地改良区から役員が退任し、及び就任  
 した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 松 下 国 雄 西伯郡岸本町坂長八二七  
 " 大 江 克 " 大殿一一八

" 影 山 智 寿 明 " 六三七  
 " 湯 原 務 " 米子市諏訪六一九  
 " 宅 野 正 治 " 二九  
 " 湯 原 茂 夫 " 九八  
 " 藤 原 憲 二 " 五六三  
 " 野 口 辰 己 " 八幡二二二  
 " 深 田 孝 " 二六〇  
 " 高 田 一 夫 " 五三六  
 " 高 田 計 久 " 福市一〇八  
 " 杉 村 晴 正 " 一二五七  
 " 中 嶋 正 六 " 七八六  
 監 事 影 山 幹 彦 西伯郡岸本町大殿六二八  
 " 木 村 繁 信 米子市八幡四七七一三  
 " 遠 藤 正 " 福市七三三  
 昭和六十一年四月九日退任

就任した役員の氏名及び住所  
 理 事 松 下 国 雄 西伯郡岸本町坂長八二七  
 " 大 江 克 " 大殿一一八  
 " 影 山 智 寿 明 " 六三七  
 " 湯 原 務 " 米子市諏訪六一九  
 " 建 井 栄 " 六三  
 " 都 田 計 久 " 二七三  
 " 長 谷 川 薫 " 五三六

鳥取県告示第四百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 川 本 勉 藏 東伯郡東伯町大字三保三九四  
昭和六十一年四月二十三日退任

鳥取県告示第四百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 徳 永 信 雄 倉吉市岩倉八一八  
昭和六十一年五月二日退任

鳥取県告示第四百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 蔵 本 巧 東伯郡関金町大字関金宿九七三  
昭和六十一年四月三十日退任

鳥取県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を昭和六十一年五月十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野郡日南町生山五八三弓場友義ほか一人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業田ノ原地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年五月十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十五号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

示す。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

イ 鳥取市、八頭郡家町、船岡町及び用瀬町、東伯郡関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町並びに日野郡溝口町の各一部（別紙のとおりとする。）

ロ 気高郡気高町、八頭郡河原町並びに東伯郡泊村及び北条町の各一部（別紙のとおりとする。）

2 期間

昭和六十一年六月一日から同年七月十五日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置

一の1に掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木について、一の1のイに掲げる区域にあつては航空機を利用して行う薬剤による防除を、一の1のロに掲げる区域にあつては地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、一の2に定める期間経過後、速やかに、当該措置に係る松の樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

3 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が一の2に掲げる期間内に三の措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

4 知事は、3により措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置を行った場合に受けることができる損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課、各管轄地方農林振興局並びに係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第四百五十六号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第六号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 区域及び期間

##### 1 区域

県下全域

##### 2 期間

昭和六十一年五月二十五日から同年七月十五日まで

#### 二 森林病虫害等の種類

松くい虫

#### 三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材又は薪炭材であるものを含む。))をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布すること。

#### 四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る伐採木等の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

#### 鳥取県告示第四百五十七号

松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域

鳥取市、倉吉市、気高郡気高町及び青谷町、東伯郡東郷町及び三朝町並びに西伯郡中山町、名和町、岸本町及び会見町の各一部（別紙のとおりとする。）

二 期間

昭和六十一年六月一日から同年七月十五日まで

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百五十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、漁船損害等補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項 指定漁船調査書の縦覧

発起人の住所及び氏名	加入区 の名称	漁船損害等補償法 第百十三条第一項 の申出の相手方と なる漁業協同組合 の名称	縦覧期間	縦覧場所
米子市皆生一五七―一四 八 原 棟 一 米子市大崎一四二九 武 良 賢 治	米子加 入区	米子市漁業協同組 合	昭和六十一年五月 十六日から同年五 月三十日まで	米子市漁 業協同組 合
境港市中野町五六三 景 山 一 夫 境港市上道町二一七―一 高 見 昭 規	境港加 入区	弓浜漁業協同組合 弓北漁業協同組合	昭和六十一年五月 十六日から同年五 月三十日まで	弓浜漁業 協同組合 弓北漁業 協同組合

鳥取県告示第四百五十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（精密測地網一次基準点測量）
- 二 作業期間 昭和六十一年五月十五日から昭和六十二年三月十五日まで
- 三 作業地域 日野郡日南町

鳥取県告示第四百六十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（二万五千分の一基本図修正測量）

二 作業期間 昭和六十一年四月十四日から同年十月三十一日まで

三 作業地域 八頭郡用瀬町、船岡町、八東町、若桜町、智頭町及び佐治村

村

鳥取県告示第四百六十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

二 作業期間 昭和六十一年四月十四日から同年十二月二十日まで

三 作業地域 西伯郡淀江町、東伯郡大栄町、八頭郡河原町及び若桜町、日野郡日南町並びに岩美郡岩美町

日野郡日南町並びに岩美郡岩美町

鳥取県告示第四百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・四・五号 福吉町生田線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

倉吉市字玉ノ助、字清水出、字サコ田、字四十二丸、字早稲田、字谷畑、字久米谷、字芸才寺及びびどり町字中田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年十月三日 鳥取県指令受都計第九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市服部字池ノ内東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳は一〇三

鳥取市農業協同組合

組合長理事 古田静男

鳥取県告示第四百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年二月二十八日 鳥取県指令受鳥土維第六十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大杵字横長

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市江崎町三九

株式会社中国開発

代表取締役 林 利夫